様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	米原市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.maibara.lg.jp/0000009441.html

執行機関名　米原市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年条例第4号)による保育料の徴収猶予または保育料の減額もしくは免除に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		米原市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第41号)別表第1　第七の項 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年条例第4号)による保育料の徴収猶予または保育料の減額もしくは免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第1条	米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、子どものための教育・保育給付に係る特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用に関し、利用者が負担する保育料等について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年条例第4号) 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則(平成27年規則第20号)